

# 法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-10-26

## 修正案

---

(発行年 / Year)

1910

修正案

起草委員提出

第七百五十二條(旧第七百四十九條)家族ハ戸主ノ

意ニ反シテ其居所ヲ定ムルコトヲ得ス

家族カ前項ノ規定ニ違反シテ戸主ノ定サル居所

ニ在ラサル間ハ戸主ハ之ニ對シテ第七百五十條ノ義

務ヲ免ル

前項ノ場合ニ於テ戸主ハ相當ノ期間ヲ定メ其指

定シタル場所ニ居所ヲ轉スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得

差家族カ其催告ニ應セサルトキハ戸主ハ之ヲ

離籍スルコトヲ得但其家族カ未成トナルトキハ

此限ニ在ラス